

# 米原市園芸作物生産振興事業補助金

野菜、花きおよび果樹の安定生産および品質の向上を図り、次世代を担う農業者の育成・経営発展を目的に、園芸用ハウス、園芸用設備（果樹棚、雨よけ等）および出荷用野菜等の生産拡大の取組に要する経費に対し、一部を助成します。

## 補助対象者

市内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織または生産者団体（市内農業者3戸以上で組織される場合に限る。）

## 補助対象経費および補助率

事業区分	補助対象経費	補助率	補助条件等
1 園芸施設整備事業	新設する園芸用施設（倉庫、格納庫等の農業経営の用途以外の用途に供される汎用性の高いものは除く。）および園芸用施設内において園芸作物等を栽培するために必要な設備（園芸用ハウスと一体的に整備する固定式のものに限る。）の購入費用および設置に要する経費	補助対象経費の合計の2分の1以内(千円未満切捨て)、上限100万円	ア 園芸用施設等で園芸作物または市長が認める品目を出荷および販売を目的に生産すること。 イ 設置年度後5年間は、園芸用施設等として使用すること。 ウ 園芸用ハウスの場合は、面積が1棟50平方メートル以上であること。 エ 園芸用ハウスの場合は、園芸施設共済等に参加すること。
2 出荷園芸作物生産拡大事業	(1) 昨年度より拡大したほ場で栽培する園芸作物等の種苗費および資材費	補助対象経費の合計の2分の1以内(千円未満切捨て)、上限5万円	ア 園芸作物または市長が認める品目を出荷および販売を目的に生産すること。 イ 園芸用機械の場合は、原則として、耐用年数が7年以上（中古農業機械である場合には2年以上）の機械であること。 ウ 園芸用機械の場合は、取得年度後5年以内に転売または賃貸しないこと。
	(2) 園芸作物等の栽培、収穫または販売に使用する園芸用機械（運搬用トラック、パソコン等の農業経営の用途以外の用途に供される汎用性の高いものは除く。）の購入費	補助対象経費の合計の2分の1以内(千円未満切捨て)、上限15万円	エ 販売事業者を介しての購入であること（インターネットオークション、フリマアプリまたは個人売買は不可とする。）。
	(3) 産地パワーアップ事業実施に係るレンタル農機借入費	作付面積10アール当たり1万円、上限3万円	オ 園芸作物等の種苗および資材は、転売または譲渡しないこと。
	(4) 園芸作物等での有機JAS認証取得に要する経費（講習会の受講料、申請料、実地検査費用、検査旅費、検査報告書作成費、判定費用等）	補助対象経費の合計の2分の1以内(千円未満切捨て)、上限5万円	

## 申請書期限

令和6年4月30日（火）まで

※受付は土日祝を除く、平日の8時30分から17時15分までです。

裏面あります。